証券コード 5380
2020年９月９日

株　主　各　位

愛知県高浜市論地町四丁目７番地２
新東株式会社
代表取締役社長　石　川　達　也

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
**　なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。書面により議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年９月25日（金曜日）午後５時までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2020年９月28日（月曜日）午前10時
２．場　　所　愛知県高浜市論地町四丁目７番地２　本社３階ホール
（末尾記載の会場ご案内図をご参照ください）
３．目的事項
報 告 事 項　第57期（2019年７月１日から2020年６月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　定款の一部変更の件
第３号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件
第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件
第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.shintokawara.co.jp）に掲載させていただきます。

【新型コロナウイルスの感染拡大の防止に関するお知らせ】
　新型コロナウイルスの国内感染が広がっている状況にあります。そのため、予防対策として、当日のご来場はできるだけお控えいただき、書面による議決権行使の積極的なご利用をご検討ください。ご来場される場合、開催日当日の感染状況やご自身の体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮賜りますようお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の２つの方法がございます。

株主総会に
ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年9月28日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を
行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年9月25日（金曜日）
午後5時00分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

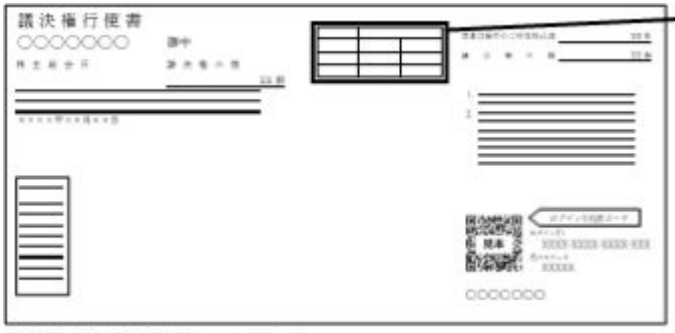

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1号・第2号・第5号・第6号・第7号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　2019年７月１日
至　2020年６月30日）

１．会社の現況

⑴　事業の経過及び成果

①　事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、第一四半期は、雇用・所得環境の改善による個人消費の持ち直しや高水準な企業収益を背景に設備投資も増加する等緩やかな回復基調が続いていました。しかしながら、第二四半期以降は、消費税率の引き上げや新型コロナウイルスの感染拡大の影響で個人消費は大きく落ち込み、企業の生産活動も停滞したことで景況感は大きく悪化しました。

住宅市場におきましても、前述の通り、消費税率の引き上げや新型コロナウイルスの感染拡大に伴う購買意欲の低下により、新設住宅着工戸数は減少しました。

このような状況の中、当社は、当社主力製品である「ＣＥＲＡＭシリーズ」「ＳＨＩＮＴＯかわらＳ」の拡販や新規顧客の掘り起こしの他、ＹｏｕＴｕｂｅやＬＩＮＥ等のＳＮＳを活用した商品ＰＲやＷｅｂ会議型アプリを使用しリモート営業を始める等、積極的な営業活動に努めましたが売上高は5,495百万円（前期比526百万円減少）と前年比減収となりました。

利益面におきましては、燃料価格の大幅な下落による製造コストの低下や工場の稼働スケジュールの見直し、及び賞与の減額等のコスト削減に努めた結果、営業利益32百万円（前期比30百万円増加）、経常利益53百万円（前期比1百万円増加）、当期純利益22百万円（前期比4百万円増加）となりました。

②　設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は62百万円であります。

③　資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区分	第54期 (2017年６月期)	第55期 (2018年６月期)	第56期 (2019年６月期)	第57期 (当事業年度) (2020年６月期)
売上高（百万円）	6,293	5,758	6,021	5,495
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	115	△54	51	53
当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	76	△104	17	22
１株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	217円02銭	△294円25銭	49円96銭	62円68銭
総資産（百万円）	7,419	7,102	6,953	6,692
純資産（百万円）	3,484	3,350	3,344	3,341
１株当たり純資産額	9,848円24銭	9,470円00銭	9,451円15銭	9,444円11銭

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

２．当社は、2018年１月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第54期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失、１株当たり純資産額を算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

⑷　対処すべき課題

わが国経済は、政府や日銀が積極的な政策等を打ち出しましたが、新設住宅着工戸数の推移や原油価格の動向等により、今後の売上高への影響や製造コストの上昇が懸念されます。

こうした厳しい経営環境に対処するため、当社におきましては、生産、営業、物流の効率運営を推進し、徹底的なコスト削減に努めております。

また、製造コストに見合った適正な販売価格改定についてのご理解をいただくことで、安定供給体制の確保に努めております。

当社は、お客様に一層信頼される企業として成長すべく、「新５Ｓ」(スマイル・セーフティー・スペシャルティー・スリム・スピード)を理念として、掲げております。

次期につきましては、セーフティー(安全意識の向上)、スペシャルティー(パフォーマンスの向上)、スリム(無駄取りの見える化)を重点項目に掲げました。

引き続き、安全な職場環境の整備、お客様満足度の向上及び従業員の意識向上、高付加価値商品の提供をとおして、企業環境の激変に的確に対応しうる経営体質の構築に努めてまいります。

⑸　主要な事業内容（2020年６月30日現在）

粘土瓦の製造及び販売ならびにこれに附帯する事業を行っております。

⑹　主要な営業所及び工場（2020年６月30日現在）

本社	愛知県高浜市論地町
東京支店	東京都杉並区
本社第一工場	愛知県高浜市
本社第二工場	同上
本社第三工場	同上
宮ノ浦工場	同上
二池工場	同上
港南第一工場	愛知県碧南市
港南第二工場	同上
明石第一工場	同上
土浦センター	茨城県土浦市

⑺　従業員の状況（2020年６月30日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
133名	４名減	42歳8カ月	12年11カ月

（注）　従業員数には、嘱託社員（16名）、臨時及びパートタイマー（３名）は含まれておりません。

⑻　主要な借入先（2020年６月30日現在）

借入先	借入金残高
	千円
岡崎信用金庫	1,010,000
株式会社愛知銀行	690,018
株式会社名古屋銀行	200,000
株式会社日本政策金融公庫	100,000

⑼　その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の状況

⑴　株式に関する事項（2020年６月30日現在）

①　発行可能株式総数　1,500,000株
②　発行済株式の総数　415,841株
③　株主数　343名
④　大株主（上位10名）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
有限会社マルイシ	19	5.51
石川　大輔	19	5.38
新東役員持株会	18	5.25
石川　達也	18	5.21
岡崎信用金庫	18	5.17
瀬下　信行	15	4.38
株式会社愛知銀行	14	4.06
石岡　真千子	13	3.83
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	13	3.69
矢澤　徳仁	12	3.47

（注）1.当社は、自己株式を61千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵　新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

⑶　会社役員に関する事項

①　取締役及び監査役の状況（2020年６月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	石川　達也	
常務取締役	石川　大輔	生産部長、テクノセンター長
取締役	新美　昌彦	営業部長
取締役	早川　正	管理部長、システム課長
常勤監査役	牛田　修	
監査役	西垣　誠	弁護士　入谷法律事務所 中部鋼鈑株式会社社外監査役
監査役	中根　祥雄	

（注）1.監査役西垣誠、監査役中根祥雄の両氏は、社外監査役であります。
2.監査役中根祥雄氏は、金融機関の出身であり、そこで培った業務経験や専門知識を持っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3.当社は、監査役西垣誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②　取締役及び監査役の報酬等の総額

	支給人員	支給額
取締役	4　名	67,632千円
監査役 （うち社外監査役）	3 （2）	6,000 (2,400)
合計 （うち社外役員）	7 （2）	73,632 (2,400)

（注）1.1997年９月26日開催の定時株主総会で、取締役の報酬月額は、10,000千円以内と決議されております。
2.2000年９月26日開催の定時株主総会で、監査役の報酬月額は、1,000千円以内と決議されております。
3.上記報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まれておりません。

③　社外役員に関する事項

イ　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役　西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。

また、同氏は、中部鋼鈑株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と兼務先との間には特別の関係はありません。

ロ　当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	出　席　状　況　及　び　発　言　状　況
監　査　役	西　垣　　誠	当該事業年度に開催された取締役会17回のうち13回、及び監査役会6回のうち4回に出席し、発言は出席の都度適宜行われ、主に弁護士としての経験・知見に基づく法律分野の専門的見地から発言を行っております。
監　査　役	中　根　祥　雄	当該事業年度に開催された取締役会17回のうち15回、及び監査役会6回の全てに出席し、発言は出席の都度適宜行われ、金融機関の経験者としての豊富な経験・知見からの発言を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

⑷　会計監査人の状況

①　名称

栄監査法人

②　報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12百万円

（注）1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

３．業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」を次のとおり決定しており、この方針に基づいて効果的な内部統制システムの構築を目指し、継続的に改善を図ってまいります。

内部統制システムに関する新東グループの基本方針

⑴　取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①　当社は、企業環境の激変に的確に対応し、お客様や社会からの期待に応える企業として成長すべく、日常の行動の考え方の基準となる「新東企業行動憲章」を定めます。
　当社の役員・従業員一人ひとりがコンプライアンスを実践し、企業倫理を形成することにより、組織・個人が一体となりコンプライアンスに取り組むことといたします。

②　当社は、代表取締役直轄の組織として監査室を設けております。監査室長は、監査役と連携のもと、計画に基づいて定期的に監査業務を行っており、各部署において適正に職務執行されていることを確認の上、社長に報告しております。

③　当社は、コンプライアンスに関する相談窓口を監査室に設置しております。また「公益通報者保護規程」を制定し、通報した人が不利益を受けないことを保証しています。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①　取締役の職務の執行に係る文書・情報の取扱いは、法令や社内規程に基づき、文書等の保管を行います。

②　文書管理規程、ITに関する規程等は、必要に応じて適時見直しをいたします。

⑶　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①　当社は、想定されるあらゆるリスクの洗い出しを行い、リスクを軽減するような対策に最大限努めます。

②　諸規程の改廃や新たな規程の制定等、社内規程の整備が適切に行われる体制を整えます。

③　有事の際は、代表取締役を本部長とした対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を最小限に止めるよう危機管理体制を整備いたします。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　当社は、定例の取締役会を毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。またその運用に関しては、「取締役会規程」を制定し、適正に運用しております。

②　業務遂行を円滑に行うため、部長会や全社会議等重要会議体を設け、経営判断が的確かつ迅速に行える体制を構築しております。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、グループ会社に対する適切な経営管理を行うことといたします。

⑹　監査役を補助する使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務の補佐は、監査室との緊密な連携をもって行うことを基本方針といたします。なお、当該使用人が必要となる場合は、これを配置し、評価等に関しては、監査役の同意を得て決定するものとし、取締役からの独立性を確保いたします。

⑺　取締役及び使用人の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①　取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、もしくはこれによらず重要な事項について、速やかに監査役へ報告するものとします。

②　監査役は、重要な意思決定や業務執行等の状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席し、必要に応じて、意見・質問を述べます。

③　代表取締役は、監査役との意見交換を定期的に行います。

⑻　財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の適正な提出に向け、有効かつ適切な内部統制の構築を行い、また継続的に評価、見直しをし、適正な運用を図ることといたします。

（当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について）

当事業年度において、当社は、業務の適正を確保するため、遵守すべき基本事項をまとめた「新東企業行動憲章」を定め、従業員一人ひとりに周知するよう努めております。

また、取締役会をはじめ、部長会や全社会議等重要会議体において意見交換を定期的に実施しており、情報共有しリスク管理の強化を図り、より適切な内部統制システムの運用に努めております。

その他、反社会的勢力の排除、監査役の独立性確保及び職務補佐等、「内部統制システムに関する新東グループの基本方針」に定められた項目は適正に運用されております。

以　上

本事業報告中の記載金額は、表示数値未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年６月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**2,678,911**	**流動負債**	**2,915,284**
現金及び預金	185,342	支払手形	62,785
受取手形	225,107	電子記録債務	337,294
電子記録債権	151,480	買掛金	304,414
売掛金	657,075	短期借入金	1,850,000
商品及び製品	1,352,182	１年内返済予定の長期借入金	50,018
仕掛品	15,391	リース債務	7,636
原材料及び貯蔵品	67,701	未払金	210,013
前払費用	15,402	未払費用	24,224
その他	11,226	未払法人税等	11,047
貸倒引当金	△2,000	前受金	10,367
固定資産	**4,013,706**	預り金	2,497
有形固定資産	**3,888,744**	賞与引当金	8,108
建物	873,356	設備関係支払手形	8,306
構築物	42,489	営業外電子記録債務	27,535
機械及び装置	94,227	その他	1,034
車両運搬具	5,379	**固定負債**	**435,572**
工具、器具及び備品	48,787	長期借入金	100,000
土地	2,717,187	リース債務	69,983
リース資産	64,335	繰延税金負債	7,182
建設仮勘定	42,981	退職給付引当金	184,345
無形固定資産	**7,501**	資産除去債務	34,117
ソフトウエア	5,470	その他	39,944
電話加入権	2,031	**負債合計**	**3,350,857**
投資その他の資産	**117,460**	**純資産の部**	
投資有価証券	59,756	**株主資本**	**3,326,891**
出資金	20,548	**資本金**	**412,903**
破産更生債権等	901	**資本剰余金**	**348,187**
長期前払費用	7,319	資本準備金	348,187
保険積立金	16,130	**利益剰余金**	**2,690,909**
その他	13,588	利益準備金	21,487
貸倒引当金	△784	その他利益剰余金	2,669,421
資産合計	**6,692,617**	別途積立金	2,000,000
		繰越利益剰余金	669,421
		自己株式	**△125,108**
		評価・換算差額等	**14,869**
		その他有価証券評価差額金	**14,869**
		純資産合計	**3,341,760**
		負債及び純資産合計	**6,692,617**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自　2019年７月　1日
　至　2020年６月30日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**5,495,282**
売上原価		**4,562,062**
売上総利益		**933,220**
販売費及び一般管理費		**901,176**
営業利益		**32,044**
営業外収益		
受取利息	9	
受取配当金	2,113	
受取運送料	22,779	
受取家賃	3,757	
その他	6,914	35,575
営業外費用		
支払利息	14,459	
固定資産除却損	28	
その他	1	14,489
経常利益		**53,129**
特別損失		
減損損失	6,820	6,820
税引前当期純利益		**46,309**
法人税、住民税及び事業税	10,084	
法人税等調整額	14,044	24,129
当期純利益		**22,179**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年７月　1日
至　2020年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年７月１日残高	412,903	348,187	21,487	2,000,000	673,779	2,695,267	△125,108	3,331,250
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△26,538	△26,538		△26,538
当期純利益					22,179	22,179		22,179
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	△4,358	△4,358	－	△4,358
2020年６月30日残高	412,903	348,187	21,487	2,000,000	669,421	2,690,909	△125,108	3,326,891

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	
2019年７月１日残高	13,001	3,344,251
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△26,538
当期純利益		22,179
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	1,867	1,867
事業年度中の変動額合計	1,867	△2,490
2020年６月30日残高	14,869	3,341,760

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1．重要な会計方針

会計処理に関する事項

①資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価を把握することが極めて困難と認められるもの・・・・・・移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、建物、2016年４月１日以降取得した構築物及び港南第二工場の有形固定資産は定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	15～47年
機械及び装置	９年

ロ．無形固定資産

自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2．追加情報

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、経済・企業活動に深刻な影響が見込まれております。今後の広がり方や収束時期を予想することは困難なことから、当社は外部の情報等を踏まえて、今後、2021年６月期の一定期間にわたり当該影響が継続する仮定のもと、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

3．貸借対照表に関する注記

(1)　担保に供している資産及びこれに対応する債務

①担保に供している資産

現金及び預金	20,000千円
建物	497,222千円
構築物	8,127千円
土地	1,362,591千円
計	1,887,942千円

②上記に対応する債務

買掛金	2,676千円
短期借入金	980,000千円
１年内返済予定の長期借入金	30,000千円
計	1,012,676千円

(2)　有形固定資産の減価償却累計額　6,336,847千円

(3)　取締役及び監査役に対する金銭債務

長期金銭債務　39,944千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1)　当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	415,841株	－株	－株	415,841株

(2)　当事業年度末における自己株式の種類及び数

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	61,995株	－株	－株	61,995株

(3)　剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年９月26日定時株主総会	普通株式	26,538	75	2019年６月30日	2019年９月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年９月28日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	26,538	75	2020年６月30日	2020年９月29日

5．金融商品に関する注記

⑴ 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

なお、当社はデリバティブ取引は一切行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、全てが４ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金（１年内返済予定の長期借入金含む）及びファイナンス・リース取引に係るリース債務につきましては、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業管理規定に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（投資有価証券の価格変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の他、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵ 金融商品の時価等に関する事項

2020年６月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1) 現金及び預金	185,342	185,342	－
(2) 受取手形	225,107	225,107	－
(3) 電子記録債権	151,480	151,480	－
(4) 売掛金	657,075	657,075	－
(5) 投資有価証券	56,756	56,756	－
資 産 計	1,275,762	1,275,762	－
(1) 支払手形	62,785	62,785	－
(2) 電子記録債務	337,294	337,294	－
(3) 買掛金	304,414	304,414	－
(4) 短期借入金	1,850,000	1,850,000	－
(5) 長期借入金	150,018	150,028	10
(6) リース債務	77,619	77,769	150
(7) 未払金	210,013	210,013	－
(8) 未払法人税等	11,047	11,047	－
(9) 預り金	2,497	2,497	－
(10) 設備関係支払手形	8,306	8,306	－
(11) 営業外電子記録債務	27,535	27,535	－
負 債 計	3,041,533	3,041,694	160

（注）1.金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、(2)受取手形、(3)電子記録債権、(4)売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券は株式であり、時価については、株式は取引所の価格によっております。

負　債

(1)支払手形、(2)電子記録債務、(3)買掛金、(4)短期借入金、(7)未払金、(8)未払法人税等、(9)預り金、(10)設備関係支払手形、(11)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)長期借入金

これらの時価のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっております。一方、固定金利によるものは、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、１年内返済長期借入金も含めて表示しております。

(6)リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、１年内返済リース債務も含めて表示しております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	3,000

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
未払事業税	2,071千円
賞与引当金	2,438
貸倒引当金	837
退職給付引当金	55,432
長期未払金	12,011
たな卸資産	19,001
資産除去債務	10,259
減損損失	7,275
投資有価証券評価損	3,089
その他	514
繰延税金資産小計	112,931
評価性引当額	112,931
繰延税金資産合計	－
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	7,182
繰延税金負債合計	7,182
繰延税金負債の純額	7,182

7．１株当たり情報に関する注記

⑴	１株当たり純資産額	9,444円11銭
⑵	１株当たり当期純利益	62円68銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年８月21日

新東株式会社
　取締役会　御中

栄監査法人
　名古屋事務所
　代表社員
　業務執行社員　　公認会計士　　林　　浩史　㊞

　業務執行社員　　公認会計士　　近藤　雄大　㊞

監査意見

　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、新東株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年７月１日から2020年６月30日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正な行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であり、当該体制の運用状況につき指摘すべき事項はありません。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年８月24日

新東株式会社　監査役会

常勤監査役　牛　田　　修　㊞

社外監査役　西　垣　　誠　㊞

社外監査役　中　根　　祥　雄　㊞

以上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、下記のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭といたします。

⑵　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金75円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は26,538,450円となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2020年９月29日といたしたいと存じます。

第２号議案　定款の一部変更の件

⑴提案の理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

⑵変更の内容

変更の内容は次の通りです。

現行定款	変更案
第1章　総　則	第1章　総　則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行通り）
（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	（機関） 第4条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 （削　除） (3) 会計監査人
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とする。
（新　設）	2.　当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。
（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任方法） 第20条　取締役は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　（条文省略）	2.　（現行通り）
3.　（条文省略）	3.　（現行通り）

現行定款	変更案
（取締役の解任方法） 第21条　取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	（取締役の解任方法） 第21条　監査等委員でない取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
（取締役の任期） 第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第22条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新　設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2.　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
（新　設）	4.　会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
（代表取締役および役付取締役） 第23条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。	（代表取締役および役付取締役） 第23条　当会社の代表取締役は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から選定する。
2.　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。	2.　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。
（新　設）	（取締役への委任） 第27条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

現行定款	変更案
（取締役会規程） 第27条　（条文省略）	（取締役会規程） 第28条　（現行通り）
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第29条　（条文省略）	（取締役の責任免除） 第30条　（現行通り）
（社外取締役との責任限定契約） 第30条　（条文省略）	（社外取締役との責任限定契約） 第31条　（現行通り）
第5章　監査役および監査役会	（削　除）
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は、4名以内とする。	（削　除）
（監査役の選任方法） 第32条　監査役は、株主総会において選任する。	（削　除）
2.　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削　除）
（補欠監査役の予選の効力） 第33条　補欠監査役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後、4年後の定時株主総会開始の時までとする。	（削　除）
（監査役の任期） 第34条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（削　除）

現行定款	変更案
2.　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	（削　除）
（常勤監査役） 第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削　除）
（監査役会規程） 第36条　監査役に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削　除）
（監査役の報酬等） 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削　除）
（監査役の責任免除） 第38条　当会社は、会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大なる過失がない場合には、取締役会の決議により、会社法第426条第1項の定める限度額の範囲内で、賠償の責めに任ずるべき額を免除することができる。	（削　除）
（社外監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第423条第1項の行為に関する社外監査役の責任につき、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	（削　除）

現行定款	変更案
（新　設）	（常勤監査等委員） 第32条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。
（新　設）	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第6章　会計監査人	第5章　会計監査人
（選任） 第40条　（条文省略）	（選任） 第34条　（現行通り）
（任期） 第41条　（条文省略）	（任期） 第35条　（現行通り）
第7章　計　算	第6章　計　算
（事業年度） 第42条　（条文省略）	（事業年度） 第36条　（現行通り）
（剰余金の配当の基準日） 第43条　（条文省略）	（剰余金の配当の基準日） 第37条　（現行通り）
（中間配当） 第44条　（条文省略）	（中間配当） 第38条　（現行通り）
（配当金の除斥期間） 第45条　（条文省略）	（配当金の除斥期間） 第39条　（現行通り）

現行定款	変更案
（新　設）	附則 （監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除に関する経過措置）
（新　設）	1　当会社は、第57回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
（新　設）	2　第57回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条の定めるところによる。

第３号議案　監査等委員でない取締役４名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（４名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）４名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	石川達也（いしかわ たつや） （1971年９月13日生）	1998年６月　当社入社 2002年12月　当社東京支店営業課長 2004年３月　当社品質保証課長 2004年９月　当社代表取締役社長（現任） 2008年９月　新東ルーフ株式会社代表取締役	18,450株
2	石川大輔（いしかわ だいすけ） （1973年７月13日生）	1997年４月　当社入社 2003年９月　当社開発課長 2004年９月　当社テクノセンター長兼開発課長 2005年９月　当社取締役テクノセンター長 2011年９月　当社常務取締役生産部長兼テクノセンター長（現任） 2011年９月　新東ルーフ株式会社専務取締役	19,050株
3	新美昌彦（にいみ まさひこ） （1968年７月29日生）	1991年８月　当社入社 2001年９月　当社営業本部モデュール課長 2007年４月　当社営業本部次長兼モデュール課長 2009年９月　当社取締役営業本部営業部長 2010年９月　当社取締役営業部長（現任） 2011年11月　新東ルーフ株式会社取締役	600株
4	早川正（はやかわ ただし） （1966年５月19日生）	2001年１月　当社入社 2003年12月　当社管理部システム課長 2005年10月　当社営業部営業管理課長兼管理部システム課長 2011年１月　当社営業部営業課長、営業管理課長兼管理部システム課長 2013年７月　当社営業部次長、営業管理課長兼管理部システム課長 2017年２月　当社管理部長兼システム課長 2017年９月　当社取締役管理部長兼システム課長（現任）	－

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	牛田（うしだ）　修（おさむ） （1945年５月６日生）	1979年１月　当社入社 1987年８月　当社取締役第一営業部長 1997年12月　当社取締役営業部長 1998年１月　新東ルーフ株式会社専務取締役（兼務） 2001年９月　当社常務取締役営業本部長 2011年９月　当社及び新東ルーフ株式会社退社 2012年４月　当社入社　監査室長 2013年９月　当社常勤監査役（現任）	5,590株
2	西垣（にしがき）　誠（まこと） （1960年８月26日生）	2003年10月　弁護士登録（愛知県弁護士会） 入谷法律事務所入所（現任） 2008年５月　シーキューブ株式会社社外監査役 2010年９月　当社社外監査役（現任） 2019年６月　中部鋼鈑株式会社社外監査役就任（現任） ［重要な兼職の状況］ 入谷法律事務所　弁護士 中部鋼鈑株式会社社外監査役	―
3	中根（なかね）　祥雄（よしお） （1951年４月26日生）	2003年６月　岡崎信用金庫高浜支店長 2007年９月　岡崎信用金庫執行役員（岡崎第１ブロック長兼美合支店長） 2012年９月　おかしんリース株式会社代表取締役社長 2016年９月　当社社外監査役（現任）	―

（注）１．西垣誠氏は、入谷法律事務所に所属する弁護士であり、当社は、同法律事務所との間に顧問契約があります。

２．西垣誠氏及び中根祥雄氏は、社外取締役候補者であります。

3．⑴西垣誠氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士の資格を有しており、そこで培った業務経験や専門知識を持っており公正中立の立場から、当社取締役の職務執行が妥当なものであるかどうかを監督、監査できるという観点から、適切な人物であると判断したためであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。
⑵中根祥雄氏を社外取締役候補者とした理由は、金融機関における長年の経験と知識を有しており、当社の監督、監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。

4．当社は、西垣誠氏及び中根祥雄氏との間で当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当社は現在も両氏との間で同契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

5．当社は、西垣誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
前澤啓介（まえさわけいすけ） （1991年７月31日生）	2018年１月　弁護士登録（愛知県弁護士会） 入谷法律事務所入所（現在） [重要な兼職の状況] 入谷法律事務所　弁護士	－

（注）１．当社は、候補者が所属する法律事務所との間に顧問契約を締結しております。

２．前澤啓介氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．前澤啓介氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、弁護士として有しておられる高度な専門的知識を当社の監督、監査に反映していただくため、選任をお願いするものであります。なお、同氏は、会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適正に遂行できるものと判断しております。

４．前澤啓介氏が、社外取締役に就任する場合には、当社定款及び会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額といたします。

第６号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の額の設定の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬等の額は、1997年９月26日開催の第34回定時株主総会において、月額10,000千円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員でない取締役の報酬等の額を経済情勢等諸般の事情を考慮して、月額10,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

本議案に係る監査等委員でない取締役の員数は、第２号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、４名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬等の額を月額1,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第２号議案及び第４号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

MEMO

株主総会会場ご案内図

会　　場　　愛知県高浜市論地町四丁目７番地２

新東株式会社　本社３階ホール

電話　0566－53－2631（代表）

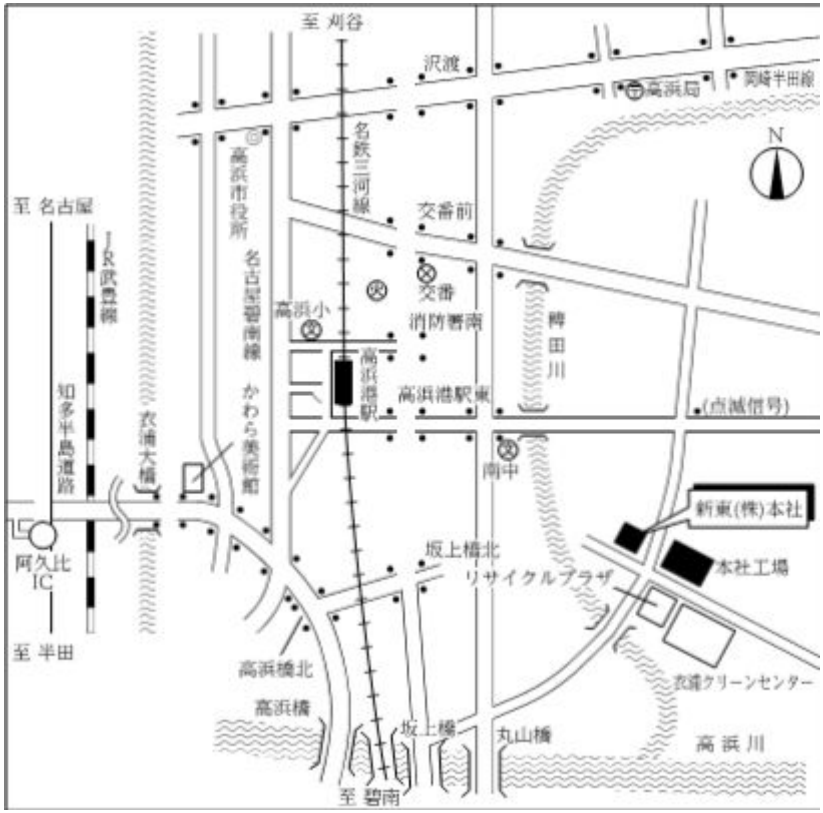

交通のご案内

公共交通機関　　名鉄三河線「高浜港駅」下車徒歩20分

ミックス
FSC
FSC® C013080
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。